

令和7年度 郡山市木造住宅耐震診断者派遣制度のご案内



安全・安心なまちづくりに向けて

木造住宅の所有者で耐震診断を希望する方に
木造住宅耐震診断者を派遣します。



HP アドレス : <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/133/2314.html>

1 対象となる木造住宅

次のすべてに該当する住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工され、以後増築等ないもの
- 所有者若しくは賃借者が自ら居住する又は住宅購入予定者が自ら居住するために購入する住宅
(併用住宅の場合は、住宅の部分の床面積が延べ面積の1/2以上であるもの)
- 構造が、在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法であり、地上階数が3以下のもの
- 過去にこの制度による耐震診断を受けたことがないもの

2 申し込みができる方

次のすべてに該当する方

- 対象となる木造住宅の個人所有者（共有の場合は、その代表者1名）、賃借者又は住宅購入予定者
- 郡山市税を滞納していないこと

3 耐震診断者派遣に要する費用

- 個人負担額
市が負担する費用を除いた金額
(支払金額の目安)
建物平面図を添えて申し込む場合 62,900 円 (床面積200㎡以下)
建物平面図を添えず申し込む場合 84,900 円 (床面積200㎡以下)
※200㎡を超える場合は、別途お問合せ願います。

4 耐震診断の内容

- 耐震診断者について
福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された建築士が診断を行います。
- 耐震診断の方法について
設計図等を基に現地調査を行い、どの部分が地震に弱いのか、倒壊する可能性の有無等について一般診断を行います。
また、診断の結果、耐震基準に適合しない場合は、耐震改修計画（耐震壁の位置、耐震改修工事費の概算等）を作成します。

令和7年度 郡山市木造住宅耐震診断者派遣制度のご案内

郡山市木造住宅耐震診断者派遣制度 フロー図

